

宇電懇ニュース

宇宙電波懇談会事務局発行

(宇都宮大学教育学部物理)

目次

1. 宇電懇運営委員会報告 (1985年10月4日開催)
2. 宇電懇運営委員会報告 (1986年1月24日開催)
3. NRO共同利用委員の推薦について
4. NRO共同利用委員会の報告
5. アンケート集約結果の報告
 - (A) 宇電懇の在り方、今後の活動内容に関する意見
 - (B) 野辺山宇宙電波観測所の運営と利用
6. 事務局からの報告

1. 宇電懇運営委員会報告 (10月4日開催)

日時 1985年10月8日昼食時

場所 名古屋大学理学部物理コロキウム室

出席者: 田中、小川、海部、田原、森本

欠席者: 赤羽、鰐目、甲斐、小杉、福井、藤本

オブザーバー: 石黒、小島、柴崎、中島、宮地

学会の昼食時で時間も少ないうえ、委員の多くが外国出張中のため十分な議論はできず、意見交換程度であった。話題の中心は、東京天文台将来計画に関する宇電懇の取組についてで、空電研究所、東京天文台野辺山太陽電波、野辺山宇宙電波観測所などの関係者から経過報告が出され、それを中心に話し合った。

東京天文台における議論の進展をみながら、宇電懇としても議論を進める必要があり、委員が集りやすい時期をみはからって運営委員会を開き、引続き議論を続けることになった。

2. 宇電懇運営委員会報告（61年1月24日開催）

日時 1月24日午前11時～午後2時

場所 東京天文台会議室

出席者：鯉目、甲斐、小川、海部、田原、福井、藤本、森本

欠席者：赤羽、小杉（在外）

事務局報告

田中委員長が亡くなられ宇電懇事務局から生花と香典をそなえた。

NROの運営と利用に関するアンケート調査を実施し、集計結果について説明した（またこの結果はNRO共同利用委員会にも報告した）。

(1) 委員長の後任について

田中委員長が亡くなられたあとの委員長後任について、残任期間が長ければ選挙も考えられるが、今回のように任期が残り半年もない場合、改めて選挙はしないで、前回選挙の次点者のなかから委員長代行を選ぶことではどうかということになった。次点者は今回赤羽氏と田原氏の2名が該当しているが、赤羽氏の健康などを考慮し、田原氏が代行することになった。

(2) 宇電懇シンポジウム

来年度宇電懇シンポジウムは、前号のニュースで干涉計を中心に計画を進めることになっていましたが、アンケートの結果及び東京天文台改組の問題もあり、新たに将来計画的な内容も盛りこむことにした。そのためシンポジストとして海部氏を加えることにした。期日は7月中旬で場所は野辺山を予定している。費用は科研費（河越総研A）とするが、旅費の支給が時期的に間に合わないので、なんらかの方法で立かえ払いができるよう努力することになった。

(3) NRO共同利用委員会委員の推薦

運営委員の投票にもとづき話しあった結果、別項のように推薦した。

(4) 東京天文台将来計画について

東京天文台の将来計画委員会から全国国立研究所に移行する答申が教授会に出され、天文台では熱心な討論が行われている。まだ具体的なつめにはなっていないが、早い場合2月中旬に基本的な態度が決ることが考えられる。

宇電懇としては今までほとんど議論らしい議論はしていないが、すでに共同利用をしているNROは直接関連しており、体制が替ったときの問題点について十分議論する必要がある。宇電懇としては、すでにヘリオグラフ（太陽電波観測）計画を進めているが、VLBI計画などとの関連、さらにNRO自体の将来計画ともからみ十分検討を行う必要がある。なお、大学事務職員必携（宮地編、文教ニュース社）から抜粋した資料「国立大学共同利用機関について」を同封しましたので目を通して下さい。

(5)井口基金について

現在井口基金として13万円ありますが、奨学金として公募するには額が少ないこともあり、募集はしないことになった。なお基金は一応の目的を達したので、区切をつけることにし、残金はなにか形に残るものにしたらどうかということになった。例えば、未就職の若手研究者（大学院も含め）に希望している書籍を配布するとか、宇電懇事務局にワープロを購入する等の意見が出された。具体的な使途は次の宇電懇シンポで決定する予定ですが、よい使い途があれば事務局にご連絡ください。

(6)次期宇電懇事務局

事務局の任期が5月に切れるにあたって、次期の事務局候補について話し合われた。その結果名古屋大学空電研究所に願することになった。

(7)アンケートのお願い

先にNROを対象にしたアンケート調査を実施したが、今度は「宇電懇の在り方」を中心にアンケート調査を実施することが決り、その原案作成を名古屋大学所属の運営委員に願することになった。具体的な調査は4月頃の予定です。ご協力下さい。

3. 野辺山宇宙電波観測所共同利用委員会台外委員の推薦について

NRO共同利用委員のうち台外委員の推薦について観測所長から依頼があり、従来の方法に準じ運営委員の投票（総数8票）を行なった。藤本 光昭（8票） 小暮 智一（8）、小田 稔（7）、鯉目 信三（4）、田原 博人（4）、土佐 誠（3）の投票結果にもとづき委員会で検討を行い、上位5名はそのまま推薦するが、土佐氏の場合次点に高塚啓弥氏がおられることを考慮し、東北大及び本人の意向を伺ってどちらかに決定してほしいと明記し計7名を推薦した。

4. 野辺山宇宙電波観測所共同利用委員会の報告

(1)諸報告

各種装置の状況、人事採用、学振の内定、PDFの募集等について観測所から報告があった。61年度内示については、特にめばしいものはない。また運営費の内示はないが、特に問題もなかったので従来と同様と思われる。

共同利用宿舎が認められたので、現在実行計画を進めている。宿舎は原則として1部屋1名となる予定である。

(2) 来年度の研究会、ワークショップ

来年度の研究会、ワークショップを今年度実績程度行うこととし、従来に順じて公募する。なお今年度凍結になっているワークショップは結局実施不可能となったので、改めて申し込んでもらうが、選考にあたって凍結されていたことは考慮される。なを旅費が限られていることもあり、なるべくNROに関連したもの、実質的なワークショップを中心とする方向で検討することでNROに一任することになった。

(3) 62年度概算要求

62年度は干渉計を中心に員等旅費を要求することになった。それ以外は見学室、植樹などの環境整備が中心で、大きな装置や人員要求はない。ただ今後の検討いかんによっては、客員部門の要求、特別事業費（例えばVLBI）の要求が考えられる。

(4) 第IV期共同利用

観測プログラム専門委員会から次のような報告があり了承された。

前期(3,4月)分については116件の応募があり、その中で、33件が採択された。採択にあたって、レフリーの評価の高いものは内容を検討し、ほぼ機械的に認めた。ボーダーラインのものについて、委員会で判断し決定した。後期(4,5月)は62件の応募があった。なを前期観測のうち装置のトラブルで観測ができなかったものも含め実施することが了承された。

観測所外の研究者が主となる観測の場合オペレータを配置するが、観測所員が主となる場合はつけない。なを日曜日は観測所員のプロポーザルを中心にスケジュールした。このような結果になったのは観測オペレータが不足しているためで、今後オペレータ体制について抜本的に検討する必要がある。

(4) 研究員の選考

2月15日締切りで1名公募を行っているが、61年4月1日から2名の空席ができる予定になった。今回の公募で、もし適当な人がいれば2名採用をしてよいかどうかについて議論した。2名一度に採用すると来年度募集できないこともあるので、2番目の人については1年任期ということなら採用してもよいことになった。

選考委員会での結果について、あらためて共同利用委員会を開き決定することはしないで、書面で委員の諾否をきくことにした。もし全員の賛成が得られなかった場合は、選考委員会で判断することが了承された。

(4) 人事に関して

観測所長の任期が3月で切れることもあり、次期所長に関して意見の交換があった。共同利用委員会では人事の一般論を行うことになっているが、最近とくに形骸化しているようである。委員会では人事の問題はNROの将来に深いかわりがあるという観点で十分議論できるような場にしたらどうかなどの意見がだされた。

5. アンケート集約結果の報告

(A) 宇電懇の在り方、今後の活動内容についての意見

アンケートに書かれている意見の全部を以下紹介します。

[A] 宇電懇は、現有施設の共同利用のあり方に批判を続けることはもちろん大切ではありますが、もっと大局的に日本の電波天文の将来について議論を深めるべきであると思います。

特に天文研究の組織の再編成の問題に関連して、測地VLBI、JNLT、ラジオヘリオグラフ等との関わり合いについても、もっと議論を進めた方がよいのではないかと考えます。

[B] 電波天文関係者のコミュニティとしての機能が低下していると思う。NROができて、そのユーザーとしての集りでしなくなるなら解散してもよいと思う。宇電懇はもっと広い立場で将来計画の討論、各種シンポジウムなどを通じて活動すべきものと思う。

[C] もっと活性化すべきだ。研究会、ワークショップなどは共催したらどうか。NROの建設・利用だけでなく、この先10年、20年の長期展望をだしていけるようにしたい。

[D] 電波関係の研究者の層を厚くするためには、45m & 5素子以外の、他大学の小型観測装置を多数そろえる必要がある。あるいは人工衛星のアンテナを多数の人が使える方向にもっていく必要がある。その方向で活動すると良いだろう。例えば、ある他大学に2~4mクラスのCO望遠鏡を設置する計画を、宇電懇が協力をあげてバックアップする位のことをする。

光学天文学者は岡山ができたあと、それをやらなかったため、岡山188cmの使用形態がゆがんだものとなってしまった。「野辺山でプロポーザルが通らなかったとか、天気がたった1日悪かったというためにメシが食えない」という状態を野辺山だけで解決できない。

[E] このアンケートには、まず野辺山の共同利用についての説明があり、現在どう云う方法で運用されているか、その問題点は何かなどの説明があってそれについて、共同利用をより効果的に運営するには、どのような方向に向うべきか又はあるべきだと云う観点に立っての説明を加え、その為にアンケートを行う……という方向をとるべきだったと思う。

[F] NROユーザーズミーティングに宇電懇としてのまとまった意見を出し、討議する時間を要求したらどうか。ユーザーの意見は、今のところ個人的で、その場で考えた意見が多い傾向がある。宇電懇として、今回のアンケートを含め、会員の意見を集約し、会員にサーキュレートした上でユーザーズミーティングに臨むようにでき

たらよいと考えます。

宇宙電波も含めた将来計画のシンポジウムをそろそろ開催してはどうか。

[G] 遠い将来はともかく、ここしばらくは現在のような活動を続けていけばいいと思います。45mの運営に関する議論のほかに、電波天文部門における日本の将来計画についての議論もぼちぼち始めてもいい時期ではないか、など考えたりしています。

[H] 日本における電波天文学の将来計画の推進母体として、より一層の活動を！これは会員として自分も心掛けねば。

[I] 将来計画を考える時期なので、そろそろ宇電懇全体として推進していく大プロジェクトを決めるのがよい。

[J] 以下の①か②を選択(決断)する必要がある。

①宇電懇は従来通り電波天文学の研究者グループとして、今後も活動をつづけるべきである。将来計画、新技術(NRO一辺倒だとミリ波だけになってしまう)、研究交流(シンポ)等。

NROとの関係は”口は出すが手は出さない”のがよい。共同利用委員等の選出はNROが独自にユーザー登録を行い、直接選挙すべきであり、宇電懇は関与すべきでない。NROのユーザーは必ずしも宇電懇会員ではない。NROの設立頭初は別だが、今となってはNROの方が組織がちゃんとしている。

②宇電懇はNROユーザーコミッティーになるべきである。よって共同利用委員等の推薦を今後とも行う。ユーザーズミーティング=宇電懇総会、NROユーザー=宇電懇会員。

(B) 野辺山宇宙電波観測所の運営と利用に関する調査結果

回答者の合計は40名でその内訳は以下の通りである。

所属		身分		年齢	
NRO(含む院生)	7	教官	28	20代	7
大学	28	技官	1	30代	10
研究所(大学以外の)	4	院生	7	40代	16
その他	1	その他	4	50代以上	7

以下項目別に結果をまとめてみる。

〔1〕共同利用委員会について

A. 天文台外委員の選出方法の衆知

項 目	内訳 全体	年齢別		利用別	
		①	②	①	②
選出方法は知っていた	21	13	8	14	7
宇電懇から推薦することは知っていたが、その方法までは具体的に知らなかった	13	7	6	7	6
宇電懇が推薦すること自体知らなかった	5	2	3	3	2
共同利用委員会があることを知らなかった	1	0	1	0	1

「年齢別」の①は20、30代、②は40代以上、

「利用別」の①はプロポーザルを出した人、②は出さない人。以下同様。

B. 選出方法の改善要望

現行で良いと解答されたものと直接選挙がよいとの解答がほぼ同数であるが、内訳でみると45mの利用者や若手の方に直接選挙を望む声が多い。従来宇電懇の中でもこのことについては議論が行われてきた。宇電懇のメンバーシップとの関連があり、現行は過渡的なめんがあり、今後この結果をふまえて議論していく必要がある。

項 目	内訳 全体	年齢別		利用別	
		①	②	①	②
現行でよい	20	5	15	9	11
会員の投票にもとづき宇電懇運営委員会で推薦	18	11	7	14	4
わからない	1	0	1	0	1
その他	1	1	0	1	0

〔2〕各種専門委員会について

A. 各種専門委員会委員の選出方法の衆知

項 目	共同利用専門委員会					プログラム専門委員会				
	内訳 全体	年齢別		利用別		内訳 全体	年齢別		利用別	
		①	②	①	②		①	②	①	②
知っていた	19	11	8	14	5	22	10	12	14	8
宇電懇からの推薦と 思っていた	10	4	6	5	5	6	3	3	4	2
専門委員会の存在を 知らなかった	8	1	7	4	4	4	0	4	2	2
そ の 他	3	1	2	1	2	8	4	4	4	4

B. 選出方法改善の要望

項 目	共同利用専門委員会					プログラム専門委員会				
	全体	年齢別		利用別		全体	年齢別		利用別	
		①	②	①	②		①	②	①	②
現行でよい	15	6	9	8	7	28	12	16	18	10
方法は現行でよいが共同利用委員外をふやす	11	6	5	9	2					
宇電懇会員の投票をもとに	6	2	4	3	3	7	4	3	4	3
宇電懇運営委員会で推薦	3	0	3	0	3	1	0	1	0	1
わかりません、その他	5	3	2	4	1	4	1	3	2	2

共同利用専門委員会も観測プログラム専門委員会も一応知られているようである。選出方法については共同利用委員会と違い、現行でよいという声が大い。とくに45m利用者にその傾向が強い。

【3】観測プログラム専門委員の任務について

プログラム専門委員はレフリーとは別に権限をもつべきとの声が45m利用者、若手に多いのが特徴的である。

項 目	内訳 全体	年齢別		利用別	
		①	②	①	②
レフリーとは別に権限をもって審査すべきである	21	10	11	14	7
レフリーの意見が違った場合に調整する程度	16	6	10	8	8
事務的な処理程度におさえる	1	1	0	1	0
わからない、その他	2	0	2	1	1

【4】レフリー制度について

レフリーを3名がよいか、2名でよいかの議論の結果、現在は3名がほぼ定着している。45m利用者、とりわけ若い人に支持が高いようである。

項 目	内訳 全体	年齢別		利用別	
		①	②	①	②
レフリーは若干専門からはなれても3名がよい	19	12	7	13	6
専門性を重視して2名でもかまわない	13	2	11	5	8
もっと多い方がよい	4	2	2	3	1
わからない、その他等	4	1	2	2	1

なお、レフリー制度について以下のような意見がだされていた。

○レフリーになる人はプロポーザルの内容を本当に理解できる人なのか？。プロポーザルの書き方や形式にとらわれず、世界的に見て、本当に価値ある観測プロポーザルに正しい判断を下せるか？。それができないならレフリー制など意味がないのではないのか？。

○レフリー制は必要だが、レフリーの意見は委員会の参考以上にはしてはいけない。

○レフリーには観測プロポーザル代表者（もし可能ならば共同研究者も含め）の所属する機関の者を選ばないことを前提とするべきである。この意見に対して「この前提をおくと適当なレフリーが選ばれないであろう」という反論もあり得るが、専門家または観測経験者でなくても、関連領域の学識経験者であればプロポーザルの評価は充分可能であると思う。

○レフリーの仕事は提案された観測が現実に実行可能かどうかをチェックし、それが可能と判明したものについては、さらに提案理由に書かれている学問的意義が本当に提案者の云う通りかどうかをチェックするところまでよいと思います。その判断をもとに観測プログラム委員会で、全体的な展望のもとにプロポーザルの採否を審議すればよいのではないのでしょうか。ただ、学問には、その時の常識の枠外の意外なところから意外な進展をみるものがままあることを考えて、採択するプロポーザルの一部は完全なくじ引きによるようにしておくのも長い目で見ると、それなりに意義があるのではないかと思います。

[5] 観測プロポーサルについて

A. 観測プロポーサルの申し込み状況

項 目	内訳 全体	年齢別	
		①	②
代表者として	19	13	6
共同研究者として	5	3	2
出していない	14	1	13
その他	2	0	2

B. 観測プロポーサルの採択状況（代表者と共同研究者としての合計）

回数	内訳 全体	年齢別	
		①	②
5回以上	7	6	1
3、4回	3	3	0
2回	7	3	4
1回	2	1	1
不採択	3	1	2

C. 審査結果についての印象はどうか。

おおむね妥当となっているが、若い人にはかな不満があるようである。

項 目	内訳 全体	年齢別	
		①	②
おおむね妥当	14	8	6
不満	6	5	1
大いに不満	2	2	0

審査結果に不満と答えた人の中には以下のような具体的理由をあげている。

- 見当はずれの理由でlow weightされる場合がある。
- 2つのプロポーザルA, Bを出した人がいた。それぞれに二人のレフリーが点をつけていた。たしかAには二人とも3点位、Bには4～5点ついていた。Aが採択され、Bは落ちた。なおプロポーザルは同一人が提案し書いたが代表者名を別にしてあった。採択されたプロポーザル代表者名は、前年観測できなかったひと。
- やれば必ず成果の出る普通のプログラムに対する評価が低過ぎる。
- 筆頭者の名前に左右されているという印象がある。
- レフリーコメントがない場合が多い。レフリーは本当にプロポーザルをよく読んで採否を判断しているのか。データはいっぱいあるのに論文を書かないようなグループがあるが、そのようなグループに限って多くのプロポーザルが採択され、多くの時間が割り当てられているのではないか。
- レフリーがピンボケなコメントというか、間違ったことを書いたり、プロポーザー側がそんなにfeasibilityが高いと思っていないものにより評価を与えたりしている。(提案)レフリーに対して反論や、レフリーコメントに対する評価をプロポーザー側が委員会に報告できるようにしてもらいたい。それによりレフリーのへたな人はやめてもらいうようにできたらよい。
- 不採用の場合、その理由が記されていないことが多い。観測時間が長すぎるという理由の場合は、時間を限って採択する方法もあるはずだが、そのような採択のしかたを明確に示していない。

[6] NROの共同利用に関して

今までNROをどのように利用したか、また今後どのように利用したいか、を年齢別(①20,30代、②40代以上)に示すと以下ようになる。45mと研究会等はほぼ同じように利用され、今後も利用されていくようである。45mの利用は現状では若い人が多いが、今後の利用でみると若い人より年長の人に利用したいする割合が高くなっている。

項 目		45m望遠鏡		大型計算機		研究会、ワークショップなど		その他	
		①	②	①	②	①	②	①	②
非常に良く利用	今まで	7	1	1	3	7	4	1	1
	今後	7	1	1	3	7	3	2	1
良く利用	今まで	6	2	4	1	6	6		3
	今後	7	10	9	4	8	11		1
あまり利用しない	今まで	2	8	8	3	4	8		0
	今後	3	6	6	8	2	5		2
ほとんど無関係	今まで	2	10	4	14		3	2	3
	今後	0	3	1	7		2	2	3

[7] NROで今後力を入れたら、どのような内容を望むか

項 目	共同利用時間の増加			大型計算機の利用			研究会、ワークショップ			開発的(受信機)研究			情報の提供などのサービス		
	全体	年齢別		全体	年齢別		全体	年齢別		全体	年齢別		全体	年齢別	
		①	②		①	②		①	②		①	②		①	②
ぜひ望む	15	9	6	6	2	4	6	5	1	19	9	10	16	10	6
望む	11	4	7	11	6	5	23	9	14	11	5	6	14	5	9
どちらでもない	5	2	3	16	9	7	7	3	4	5	3	2	3	2	1
望まぬ	3	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0

45mの利用時間の増加に劣らず、開発的研究、情報サービスへの期待が大きいことが注目される。

[8] その他NROに関しての意見。

- 利用者が利用するだけでなく、NROの仕事も分担するようにして、全利用者がNROを自分のものと感じるようになると思います。
- 長時間になるNROプロジェクトの内容を公募、審査する方法をつくり、全ての観測者が自由に参加できるような具体的な手段をとってほしい。
- 現行のような共同利用時間は多少減っても、NROとしての長期プロジェクトを立て、所外とも協力して、遂行すべきである。
- 長時間観測テーマ(例えば数週間～1ヵ月)の公募をのぞむ。
- 共同利用機関について、3週間共同利用+2週間観測所では、観測所の比率が大きすぎる。観測所はテーマを抱えずにいる。共同利用施設として独立すべきであるのにあまりにも東京天文台教授会の支配が強い(人事で)。
- 開所して3年たったのだから、そろそろ観測所プロジェクトを廃止すべきだろう。国内外のどの望遠鏡(光、赤外、電波)を見ても、年間9週間しかオープンしていないところはなどない。早く、1年中プロポーザルを受け付け、1年中観測できる体制にもっていくように努力すべきである。
- ユーザーズミーティングのサイエンスセッションをもっと重視してほしい。観測結果だけでなく、各利用者の研究計画まで含めて討議すべき。これが十分行われずに、観測所のプロジェクトのテーマが決定されている現状は不可解。
- 仙台にはハード・ソフトともに十分な資源がない(ソフト開発にはつとめているがまだ不十分である。このためNROに出張、滞在して、data reductionをするための旅費の支給を是非お願いしたい。reductionを観測の割当て期間に同時に行うと、どうしてもreductionが雑になり、良質のreduced dataが得られない。
- 観測後にdata reductionにいくときの旅費を1回分一人だけについてでよろしいですか、全額支給していただきたく存じます。

- 共同利用などのサービスも大切ですが、共同利用観測所として今後どんどん発展していくためには、NRO所員の研究活動を最優先する体制を確立すべきであると思います。その上で、共同利用のサービスが成立すると思いますが。
- 研究会の開催やプログラムの通知、共同利用公募の連絡などが非常に遅い。これらの作業は期日が早くからわかっているはずだが。
- 宿舍の整備、計算機使用には感謝していますが、個室であればもっとありがたいのですが。
- 宿泊施設の拡充が必要と思われます。干渉計による成果を期待しています。

6. 事務局からの報告

- 会員名簿を新しく作成しますので所属の変更等ありましたらお知らせ下さい。

○新入会員の紹介

高橋 耕三 電波研究所鹿島支所
富田 二三彦 電波研究所平磯支所

○会員の移動

河野 宣之 電波研究所鹿島支所 → 電波研究所(小金井)標準測定部
高橋 富士信 電波研究所鹿島支所 → 電波研究所(小金井)電波応用部
常田 佐久 宇宙科学研究所 → 東京天文台太陽物理助手
鷹野 敏明 名古屋大学理学部物理A研 → 野辺山宇宙電波観測所学術奨励研究員
浮田 信治 野辺山宇宙電波観測所研究生 → 野辺山宇宙電波観測所助手

宇宙電波懇談会事務局

〒321 宇都宮市峰町 350 宇都宮大学教育学部

代表 田原 博 人

(電話) 0286-36-1515 内線 309

〈資料〉

国立大学共同利用機関について

目次	頁
1. 国立大学共同利用機関等（付 研究所の特色）	1
2. 研究員等整備の基本方針	2
3. 国立大学附置研究所，国立大学共同利用機関、および 直轄研究所の共通点と相違点	3
4. 国立大学共同利用機関等の予算上の特色	4
5. 研究所の技術部、課の設置	4
6. 外国人研究員の受け入れ	5
7. 客員教授受け入れ（公私立大学からの）	6
8. 大学院（博士課程）教育	6
9. 教育公務員（大学等）の勤務評定	7
10. 国立大学共同利用機関組織運営規則（全文）	8

国立大学共同利用機関等

近年における学術研究の急速な進展等に対応し、高度な水準の学術研究を推進する等の体制の整備を図る一環として、巨大な施設・設備や多数の研究者・技術者を必要とする分野にかかるものや全国的な専門的研究者による総合的共同研究が必要な分野にかかるもの等については、その研究組織も大学の枠を超えた独立の機関が設置されるようになってきている。

国立大学共同利用機関は、文部大臣の所轄の下に、右のような趣旨において、国立大学における学術研究の発展に資する等のため、特定の国立大学からは独立して、国家行政組織法（八条の二）上は国立大学と対等の位置づけに立つ機関として、国立学校設置法により設置され（同法九条の二、個々の機関の設置は国立学校設置法施行令で規定）、その設置目的とする学術研究等に関し、全国の大学の研究者等の共同研究の中心となり、また、その施設等を関係の研究者の利用に供するとともに、大学の要請に応じ、大学院における教育の一端を分担し研究者養成にも資するものである。

国立大学共同利用機関は、昭和四十六年に設置された高エネルギー物理学研究所をはじめとして十機関（一二研究所）が設置されている。

その内部組織については、国立大学共同利用機関組織運営規則で各機関ごとに定められており、研究組織として、研究系などが置かれ、更に機関によって附置研究所の場合のように研究部門が置かれている。

国立大学共同利用機関に類似の新しい機関として、大学入試センターがある。特定の大学から独立している点では国立大学共同利用機関と同様であるが、学術研究機関とは異なる性格を有している。

（高エネルギー物理学研究所、国文学研究資料館、国立極地研究所、宇宙科学研究所、国立遺伝学研究所、統計数理研究所、岡崎国立共同研究機構（分子科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所）、国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館、放送教育開発センター）

(1) 国立大学附置の研究所（狭義の附置研究所）

特定大学に附置され、学部、講座に相当する研究部門を相当数有し、特定の研究目的のもとに専念する研究所で、本来全国的な立場から設けられ、全国的な研究の中核機関としての性格をもっていたものが多い。

研究組織が確立し、安定しているが、弾力性に欠ける面があり、近年、研究部門又は研究所全体の改組、転換が図られている。（東北大金属材料研究所、一橋大経済研究所等六九研究所）

(2) 国立大学附置の共同利用研究所

特定大学に附置された研究所ではあるが、研究の広域化・大型化・高度化・精密化等を背景として、全国の大学の研究者の共同研究の中心となり、必要な設備等を集中的に整備し、当該施設等を広く利用に供する点で狭義の附置研究所と異なる。そのため、当該大学全体の管理運営との関係で生ずる問題を解決するねらいで、個々の研究所の管理運営方式に配慮が加えられている。（東大物性研究所、名大ブラズマ研究所等十二研究所）

(3) 所轄研究所

文部省の研究目的を達成するため、その基礎として必要な研究調査又は学術研究の推進に必要な視測、研究等を主として、実施する研究所であり、法制上は、試験研究機関として位置づけられている。しかし、その殆どが純粹の学術研究を中心とする色彩が濃い等の事情もあって研究者等について、教育公務員特例法の一部を準用している等の点で、他省庁の試験研究機関とは異なる。（緯度観測所、国立教育研究所、国立科学博物館等七研究所）

なお、所轄研究所の中には、我が国における当該分野における中核機関として設置されたものもある。それらのうち、その目的、性格から大学を中心とする学術研究体制の一環をなすものとして大学との連携強化を図ることがより適切なものについて、共同利用機関化を含めその在り方を検討し、昭和五十九年度に国立遺伝学研究所を、昭和六十年年度に統計数理研究所をそれぞれ国立大学共同利用機関へ改組転換した。

研究所等整備の基本方針

(一) 研究機関整備の基本的考え方

大学は学術の中心としての役割をもち、その特色は人文・社会・自然の諸科学にわたる基礎研究を中心に、自由な発想により独創的な研究を展開するところにある。特定の企業や行政に直結しない大学以外の学術研究機関の特色もこれと同様であろう。

大学等の研究機関を整備するにあたっては、このような特色を十分に発揮できるよう配慮し、学問上の重要度、緊急度その他の諸条件を判断した上で、長期的視野に立ち、計画的・総合的かつ重点的・選択的に必要な整備を行うことが重要である。その際の判断の基準としては、次の諸点が考えられる。

- ア 独創的、先駆的研究の重要性に対応した研究組織であること。
- イ 研究組織の流動性が確保されているものであること。
- ウ 研究組織のそれぞれの特徴を生かした整備が図られるものであること。
- エ 共同利用の機能を重視すること。
- オ 「目に見えない研究所」システムを活用すること。
- カ 研究支援組織の充実を図ること。

(二) 国立大学附置の研究所等の整備方針

既設の国立大学附置の研究所等の整備は、学術審議会の答申を尊重するとともに、学術研究の実態、動向、社会的要請及び必要な予算額の限度等を考慮しながら、特に共同研究体制を推進する観点から行われてきている。この場合、既設のものからの転換を図ったり、また、存続期間をあらかじめ明示する等をして、学問体系の流動化や研究の発展に弾力的な対応がとれるよう措置されている。

今後は、厳しい財政事情の下にあつて、学術研究の一層の推進を図るためには、現行の研究体制について、研究所自らが積極的にその見直しを行い、必要に応じ改組・転換を図る等研究諸条件の効率的活用について一層の改善・工夫を重ねる必要がある。

(三) 新しい研究所の設置方針

新しい研究所の設置については、日本学術会議から新設の勧告のあたつたものを含めて、当該研究分野の研究の動向、研究水準、研究者層等に配慮し、研究所として設置する必要性、緊急性について個別に学術審議会の審議を経て設置されてきている。

学術審議会は、「学術振興に関する当面の基本的な施策について」の諮問を受け、六年余りにわたる慎重な審議の結果、昭和四十八年十月に文部大臣に答申（第三次答申）を行った。前述（一）の基本的考え方は、この答申に基づくものである。

この答申は、研究所を、その機能に着目して次の四種の型に区分している。

- ア 特定目的研究所
- イ 大規模施設・設備を中心とする研究所
- ウ 高等研究所というべきもの
- エ 総合研究所というべきもの

また答申は、共同利用型の研究所の存在意義を高く評価のうえ、「初期の大学の研究所は、もともと共同利用の性格をもっていた。」と指摘するとともに、今後設置される研究所は、共同利用型の研究所を原則とすべきであるとしている。

更に、昭和五十九年二月の学術審議会答申「学術研究体制の改善のための基本的施策について」においても、「近年における学術研究の発展、特に研究手段や研究方法の高度化に伴い、多くの研究分野で研究者が共同して研究を進める必要性和その有効性が格段に増大している」ことを指摘するとともに、今後このような状況に対応するためには、研究者自身の手による共同研究の組織化、施設・設備の共同利用の促進等の共同研究体制の整備拡充を適切かつ強力に推進すべきであるとしている。

国立大学附置研究所、国立大学共同利用機関及び所轄研究所の共通点及び相違点はどこにあるのですか。

「附置研究所」は學術の中心としての目的及び性格をもつ大学（国立大学）に附置された機関であり、「共同利用機関」は国立大学における學術研究の發展及び教育の發展並びに資料の公開等一般公衆に対する教育活動の推進に資することを目的とする全国の大学の共同利用の独立機関であるが、いずれも国立学校設置法により設置（個々の機関の設置については、同法施行令で規定）され、その予算は国立学校特別会計によつて運用され、所屬の研究所は教育職俸給表が適用されている。

これに対し、「所轄研究所」は文部省組織令により設置され一般会計に属し、研究職俸給表が適用される。なお、自然科学系の所轄研究所については、「試験研究機関」として科学技術庁の総合調整の対象となっている。

しかし、いずれの型の研究所も研究の実施のほかに、學術研究の發展を図ることを目的としている点及び所屬の研究者等は教育公務員特例法が適用又は一部準用されるという点で共通性がある。

このほか、附置研究所、共同利用機関及び所轄の研究所の共通点又は相違点に着目して、それぞれの特色を具体的にあげれば、おおよそ次のとおりである。

一 附置研究所（国立学校設置法第四条、同施行令第三条第一項）

(一) 特定大学に附置された研究所——当該大学による管理運営

(二) 特定領域の研究者が当該大学に集中的に存在

(三) 当該大学の大学院教育の分担

(四) 研究組織——研究部門制——教授・助教授・講師・助手

(五) 当該大学・研究所の自治——評議会及び教授会（いずれも部内の教官で構成）

(六) 教育公務員特例法の適用——全面適用

なお、共同利用型の附置研究所（国立学校設置法第四条第三項、同施行令第三条第二項）の特色は、前述のほか次のとおりである。

(七) 共同利用——他の大学等の研究者による施設設備の全国的利用及び全国的共同研究の実施（共同研究員）——研究の広域化

(八) 大規模・高度・精密な装置等の集中的設置と効率的使用の促進

(九) 共同利用実施のための管理運営方式（大学により異なる。）

協議員会（当該研究所長、学内・所内の教官、学外の学識経験者等で構成）——運営の大綱等の重要事項について意見具申

二 運営委員会（部内・部外の研究者で構成）——共同利用・共同研究の計画案の作成等について参画

共同利用機関（国立学校設置法第九条の二、同施行令第五条、第九条）

(一) 文部大臣が所轄する独立の機関（国立学校）

(二) 大学における研究と等質の研究の実施

(三) 特定領域の研究者が比較的全国に散在

(四) 大学（国・公・私立大学）の大学院教育に協力

(五) 研究組織——研究系・研究部門制——教授・助教授・助手

(六) 共同利用実施のための管理運営方式

評議員（国立大学の学長等の部外の学識経験者）——事業計画等の管理運営に関する重要事項について助言
運営協議員（部内・部外の研究者等）——共同研究計画等の運営に関する重要事項について答申

(七) 共同利用——共同利用型の附置研究所の特色を更に前進

(八) 巨大な施設設備の設置又は大量の資料の収集等

(九) 教員公務員特例法の一部準用——採用、昇任、休職、任期、停年、服務、勤務評定、研修、兼職について準用

三 所轄研究所（文部省組織令第七一条、第七六条、第一〇九条、第一一四条）

(一) 文部大臣が所轄する独立の機関又は文化庁の附屬機関

(二) 文部省の行政目的を達成するための研究調査の実施（試験研究機関）

(三) 制度上は大学院教育と無関係であるが、全国的に当該領域の研究の指導、連絡等を行い、研究の促進を図る任務がある。

四 研究組織—研究部制—研究部長・研究室長・研究員

(四) 評議員会(部外の学識経験者で構成)—事業計画等の運営管理に関する重要事項について助言

(六) 教育公務員特例法の一部準用—共同利用機関と同様である。

また、大学の附置研究所であっても、東京大学東天文台のように天文学の研究のほかに暦書編製、中央標準時の決定等の行政的事務を行うことを目的としている点で所轄研究所に類似した性格を有する機関もある。

共同利用研究所又は国立大学共同利用機関は、一般の附置研究所に比べ、予算上どのような特色を持っていますか。

共同利用研究所及び国立大学共同利用機関は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させ、学術、研究の発展に資することを目的として設置されたもので、その根拠規定としては、国立学校設置法第四条第三項及び第九条の二に規定されている。その設置形態は、共同利用研究所については国立大学に附置し、国立大学共同利用機関については独立の機関となっている。

共同利用研究所及び国立大学共同利用機関の目的は、現在の学術研究の著しい進展と、研究の多様化に伴う関連領域的研究分野の増加による研究の複雑さ、困難性に対処するため、当該研究所内外の研究者が強力な研究体制のもとに一体となって共同研究を行い、複雑化する研究課題のより効果的な運用を図ろうとするものである。

また、研究設備の高度化、大規模化に対処するため、当該設備を集中管理して共同利用に供することによって、効率的使用を図ろうとするものである。

次に予算上の特色であるが、一般の附置研究所における研究経費が教官当積算校費及び教官研究旅費を柱として積算されているのに対して共同利用研究所は、所外から共同研究員を受け入れ共同研究を行うという重要な役割をもっているもので、これに要する共同研究費、共同研究旅費(往復旅費、滞在費)が別途に計上されている。つまり、共同利用研究所の共同研究費及び共同研究旅費は、一般分と特殊分との二種の方法により積算されており、一般分は、原則として当該研究所の研究部門当り教授相当二人、助教相当二人、助手相当四人、計八人(各一か月)に係る分が積算されている。また、当該研究所の特殊施設、設備の利用を中心に共同研究を行う場合には、特殊分としてその施設、設備の規模に応じた共同研究員数を基礎にその経費が積算されており、国立大学共同利用機関についても、一般分については、共同利用研究所に準じて積算されている。

なお、共同研究員の研究費の算定基礎額は、専任教員の教官当積算校費の二分の一の額となっている。

また、高エネルギー物理学研究所の陽子加速器等、研究設備の高度化、大規模化による運転経費や実験研究経費が当該年度の研究計画に基づいて特別経費として計上されている。

研究所の技術部・課はどのような場合に設置されますか。

研究所における研究支援組織は、研究部門等の個別の研究組織に技官として組み込まれる、いわゆる分散型の編成が主体となっている。これは、研究者の研究上の要求にきめ細かい対応が可能である反面、研究所全体としてみた場合の集中度や効率性において欠けることがある。また、研究機能と研究支援機能の境界がともすれば不分明となることから、研究者が、支援業務に属する仕事に時間と労力をとられて研究の遂行が非効率となる傾向もある。研究支援職員の側でもシステムが未確立のため、その責任が不明確であったり、地位、処遇の面で不利な点もあつたりする傾向が指摘されている。

他方、学術研究をめぐる一般的状況の一つとして、研究所における研究手段の大型化、精密化に伴って、組織の集中化、高度の専門技術者の確保など、研究支援の充実の必要性が高まってきている。

以上のことから、大型・精密の研究機器の操作・管理を行う技術に関する専門的業務で、独立・集中した組織を編成して実施することが適当と認められ、かつ、当該研究所で十分な検討の行われたものについて技術部・課を設置しているものである。これにより、研究者との職分が明確になり責任体制が確保されること、高度の専門技術者の受入れを円滑にすること、給与等の処遇の改善につながるることなどの効果が期待されるものである。

また、これに関連して、職員の有する技術の専門性の程度に着目した処遇を与える専門職制度を設けることも検討されている。

現在、技術部等が設置されている研究所は、次表のとおりである。

区分	研究所名	技術部等の年度 設置年
技術部	高工ネルギ一 物理工学研究所	52
	宇宙科学研究所	56
技術課	岡崎共同研究機構	50
	分子科学研究所	52
	基礎生物学研究所	52
	生理学研究	52
	国立遺伝学研究所	59
	統計数理研究所	60
技術室	東京大工学部 都立大工学部	52
	大阪大工学部 産業科学研究所	57
	名古屋大工学部 古屋大工学部	58

国立大学及び国立大学共同利用機関における外国人研究員の受入れはどのようなになっていますか。

学術研究は、国際間の交流を通じて一層の発展ができるものであり、学術の国際交流の一環として外国から研究者を受け入れているものであるが、我が国において制度的に実施しているものは、国が直接行うものと特殊法人日本学術振興会が行うものとの二つがある。

国が行うものは、研究の先端を担う研究機関、すなわち、国立大学共同利用機関、大学附置共同利用研究所等において、それぞれの研究分野の第一線で活躍している外国の研究者を招致するものである。また、最近のがん撲滅に対する社会的要請に應えるため、昭和五十九年度に「がん対策分」を計上し、がん研究の総合的推進を図ることとして、身分的には、国と当該外国人の間における個人的基礎においてなされる勤務の契約により雇用され、給与・招へい帰国旅費が支給され、さらに、研究費及び研究旅費が計上されている。

日本学術振興会が行うものは、短期（一〜四か月）と長期（二か月以内）の二種がある。短期は、優れた研究実績をもつ一流の外国人研究者を招致し、当該分野の発展に寄与しようとするものであり、長期は、研究活動の旺盛な若手の外国人研究者で我が国の研究者と共同研究を行うものを受け入れているものである。いずれも、往復の航空賃、滞在費等が支給される。

研究所において公私立大学の教官を客員教授として採用することができると聞いていますが、どのような場合に可能ですか。

国立大学間の教官の人事交流については、従来その分野が限られ、公私立大学の教官との交流はほとんどなかったが、近年、国立大学共同利用機関の創設及び整備、更には客員部門制度の充実により、研究者の共同研究の場が非常に拡大し、公私立大学教官等の研究者の参加も積極的になってきたので、これら教官等の交流の推進を図るため、昭和五十一年度に法令及び予算両面からその整備を図り、現在では、客員部門を有する「研究所」及び「国立大学共同利用機関」に、公私立大学教官等の研究者を採用できるような配慮がなされている。

まず、法令面については、従来、客員部門への任用については、教授及び助教授がその対象となっていたが、昭和五十一年度に制度改正し、講師もその対象に加え、現在では「客員研究部門の教授・助教授又は講師は、当該機関の目的たる研究と同一の研究に従事する者のうちから任命する」(国立大学共同利用機関組織運営規則第八条の二第三項別表第一等参照) ことになっている。ただし、教授及び助教授については、常勤の国家公務員をもって充てる職であり、公私立大学の専任教官はなれないので当該教官等については、非常勤の講師の身分で採用することになっている。しかし、「機関の長は、常時勤務の者以外の職員で……適当と認められる者に対しては、客員教授を称せしめることができる」(同規則第六条等) こととして、特段の配慮がなされている。

また、予算面では、これら公私立大学教官等の受け入れに対する経費として、昭和五十一年度に「客員研究員受入経費」を新規に計上し、昭和六十年においては、年間一人当り百四日の積算で、十九名分千八百三十八万九千円の非常勤職員手当が計上されている。また、当該教官等の研究のための経費として、その期間中に必要な旅費(来所往復旅費及び滞在費)及び研究費が別途積算されている。

大学院を置いていない大学において、博士課程の学生が研究指導を受けることができますか。また、大学院を置いていない大学の教員に、学位論文の審査に協力を求めることは可能ですか。

大学院設置基準第十三条第二項によれば、「大学院は、教育上有益と認めるときは、博士課程の学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる」とこととされている。これは、本来学生の研究指導は、当該大学院の教員が行うべきものであるが、博士課程にあつては、きわめて専門分化した分野について研究指導が行われることもあるので、当該大学院において、教育上有益と認めた場合に、他の大学院等の施設設備を利用したり、専門の研究者の助力を得たりすることができるように途を開いたものである。

「他の大学院又は研究所等」に研究指導を委託する場合、その委託する機関の範囲については、博士課程の研究水準からして、自らその限界があるものと考えられる。具体的には、その専攻分野等に応じ、同水準の他の大学院のほかは、博士課程の教育研究を遂行し得る水準にある国立大学の共同利用機関(国立大学共同利用機関組織運営規則二条三項参照)や附置研究所、その他各省所轄の研究所等が考えられ、また、その水準により民間の研究施設をもこれに含み得るものと解される。つまり、博士課程の学生に対し、組織的な研究指導を行うことのできる研究水準を有し、かつ教育研究を行うに適当な教員組織、施設設備を備えたものと考えるべきであり、その判断は、当該学生が在籍する大学院が行うものである。その意味から大学院を持たない大学でも、そのような条件に適合する場合もあり得ないこともないと考えられるが、それはきわめて例外的な場合であろう。たまたま適当な教員が一人だけ存在することをもって委託することは適当でないであろう。

次に、学位論文の審査協力についてであるが、これは学位規則第七条の規定により博士、修士の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができるということである。前述の研究指導の委託の場合は、その委託する組織が一定の条件を備えているかどうか考慮する必要があるが、論文審査の協力は、その性格上個人単位で行われるものであり、たとえ民間の個人であっても当該論文について、高度の能力と実績を有する者であると判断されるときには、その協力を求めることはさつしかえのないものである。

大学の教育公務員等の勤務評定

(1) 国立の大学及び短期大学

学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。また、勤務成績の評定は、大学管理機関の定める基準により行わなければならない（教特法一二条一項、二項）。

すなわち、評議会の議に基づき学長が定める基準により、学長の評定は評議会が、教員及び学部長の評定は教授会の議に基づき学長が、学部長以外の部局長の評定は学長がそれぞれ実施する（教特法二五条一項五号及び二号）。

(2) 国立大学共同利用機関、所轄機関（以下「所轄機関等」という。）

所轄機関等の長及びその職員のうちもっぱら研究又は教育に従事する者の勤務評定は、任命権者の定める基準により、任命権者が行う（教特法二二条、同施行令三条の二、教特法一二条）。

したがって、文部大臣が任命権を有する職員については、文部省所轄機関等職員勤務評定実施規程によって実施し、所轄機関等の長が任命権を有する職員については、所轄機関等の長の定める基準によって行うこととなる。

国立大学共同利用機関
組織運営規則

(昭和五十二年四月十八日
文部省令第四十二号)
昭五二文令一九・昭五三文令一
一・文令四〇・昭五五文令一
昭五五文令七・昭五五文令一三
文令二四・昭五五文令七・文令三
二・昭五八文令一・文令一三
昭五九文令九・文令二一・文令三

国立学校設置法(昭和二十四年法律第
百五十号)第十条及び第十三条の規定に
基づき、国立大学共同利用機関組織運
営規則を次のように定める。

国立大学共同利用機関組織運営規
則

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条の二)
第二章 高エネルギー物理学研究所
(第七条―第十条の三)
第三章 国文学研究資料館(第十一
条―第十五条)
第四章 国立極地研究所(第十六条―
第二十一条)
第五章 宇宙科学研究所(第二十二
条―第二十五条の三)
第六章 国立歴史民俗博物館(第三十
一条―第三十四条)
第七章 岡崎国立共同研究機構(第三
十五条―第三十九条)
第八章 放送教育開発センター(第四
十条―第四十二条)

附則

第一章 総則

(機関の長等)

第一条 国立大学共同利用機関(以下
「機関」という。に、次の各号に掲げ
る区分に応じ、それぞれ当該各号に掲
げる職員を置く。

- 一 岡崎国立共同研究機構 機構長
二 高エネルギー物理学研究所、国立
極地研究所、宇宙科学研究所、国立
遺伝学研究所、岡崎国立共同研究機
構に置かれる分子科学研究所、基礎
生物学研究所及び生理学研究所並び
に放送教育開発センター 所長
三 国文学研究資料館、国立民族学博
物館及び国立歴史民俗博物館 館長
機構長は、岡崎国立共同研究機構の
業務を掌理する。
三 所長又は館長は、それぞれ所務又は
館務を掌理する。
(昭五二文令一九・昭五三文令四
〇・昭五五文令二四・昭五九文令三
〇・一部改正)
(職員の種類)
第二条 前条に掲げるもののほか、機関
に次の職員を置く。

二 助教
三 助手
四 事務職員
五 技術職員

- 一 機関に、前項に掲げるもののほか、
講師(非常勤の者に限る。以下同じ。)
を置くことができる。
二 教授は、研究に従事し、及び国立大
学その他の大学の大学院における教育
に協力するための学生の研究指導(以
下「研究指導」という)を行う。
三 助教授は、教授の職務を助ける。
四 講師は、教授又は助教授に準する職
務に従事する。
五 助手は、教授及び助教授の職務を助
ける。
六 事務職員は、庶務、会計等の事務に
従事する。
七 技術職員は、技術に関する職務に従
事する。
八 外国人研究員

第三条 機関の長は、文部大臣の承認を
受けて、国家公務員法(昭和二十二年
法律第二十号)第二条第七項に規定
する勤務の契約により、外国人を研究
に従事させることができる。
二 前項の規定の実施に関し必要な事項
については、別に文部大臣が定める。
(評議員)

第四条 機関(岡崎国立共同研究機構
以下本章において「機構」という。
に置かれる研究所を含む。以下この条
において同じ。)に、それぞれ評議員二
十人以上(機構にあつては、十五人以
上とする)を置く。
二 評議員は、当該機関の事業計画その
他の管理運営に関する重要事項につい
て、当該機関の長に助言する。
三 評議員は、国立大学の学長その他の
学識経験のある者(機構にあつては、
機構に置かれる各研究所の評議員とす
る。)のうちから、文部大臣が任命す
る。

- 四 評議員は、非常勤とする。
五 評議員の任期その他評議員に関し必
要な事項は、別に文部大臣が定める。
(昭五二文令一九・昭五五文令二
四・昭五七文令三二・一部改正)
五 評議員は、非常勤とする。
六 評議員の任期その他評議員に関し必
要な事項は、別に文部大臣が定める。
(昭五二文令一九・昭五五文令二
四・昭五七文令三二・一部改正)

第五条 機関(機構にあつては、機構に
置かれる研究所とする。以下この条に
おいて同じ。)に、それぞれ運営協議員
二十一人以内を置く。
二 運営協議員は、当該機関の共同研究
計画に関する事項(国立極地研究所に
あつては、極地観測の実施とする。)そ
の他の機関の運営に関する重要事項で
当該機関の長が必要と認めるものにつ
いて、当該機関の長の諮問に応じ、
三 運営協議員は、当該機関の職員及び
当該機関の目的たる研究と同一の研究

に従事する国立大学の教員その他の者
のうちから、文部大臣が任命する。
四 運営協議員は、非常勤とする。
五 運営協議員の任期その他運営協議員
に関し必要な事項は、別に文部大臣が
定める。
(昭五五文令二四・昭五七文令七
一・一部改正)

第六条 機関の長は、常時勤務の者以外
の職員で当該機関の研究に従事する者
又は第三条第一項の規定により研究に
従事する外国人のうち、適当と認めら
れる者に對しては、客員教授を称せし
めることができる。
二 前項の規定の実施に関し必要な事項
については、別に文部大臣が定める。
(客員教授)

第七条 機関は、当該機関に機関の
長(機構に置かれる研究所の長を含
む。)、教授又は助教授として勤務した
者であつて、当該機関の目的達成上特
に功績のあつた者に対し、当該機関の
定めるところにより、名誉教授の称号
を授与することができる。
(昭五七文令三二・追加)

第二章 高エネルギー物理学研究所
(総括研究調整官)
第七條 高エネルギー物理学研究所に総
括研究調整官一人を置き、教授をもつ
て充てる。
二 総括研究調整官は、所長の命を
け、高エネルギー物理学研究所の行
う研究事業の企画及び実施に関する重要
事項について総括整理する。
(昭五七文令七・追加)

(内部組織)
第七條の二 高エネルギー物理学研究所
に、次の四部及び三研究系並びに実験
企画調整室を置く。
一 管理部
二 施設部
三 技術部
四 トリスタン計画推進部
五 加速器研究系
六 物理研究系
七 共通研究系

- 二 前項に掲げるもののほか、高エネ
ルギー物理学研究所にプースター利用施
設及び放射光実験施設を置く。
(昭五二文令一一・一部改正、昭五
七文令七・田第七條條下・一部改
正、昭五八文令二二・一部改正)
(管理部、施設部及び技術部)
第八條 管理部においては、庶務、及び
会計等(行政財産の管理を含む。)に関
する事務を処理する。
二 施設部においては、施設に関する事
務(管理部の所掌に属するものを除
く。)を処理する。
三 技術部においては、技術に関する専
門的業務を処理する。

- 4 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課及び室を置く。
- 5 施設部及び技術部に、それぞれその所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。
- 6 管理部並びにこれに置かれる課及び室に、それぞれ部長、課長及び室長を置き、事務職員をもつて充てる。
- 7 施設部及び技術部並びにこれらに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、技術職員をもつて充てる。
- 8 部長は、所長の命を受け、部の業務を掌理する。
- 9 課長及び室長は、上司の命を受け、それぞれ課又は室の事務を処理する。
(昭五五文令七、昭五八文令一一、一部改正)
- (トリスタン計画推進部)
第八條の二 トリスタン計画推進部においては、高エネルギー粒子衝突型加速器を建設し、及びこれによる素粒子に関する実験的研究を行う。
- 2 トリスタン計画推進部に次の三研究系を置く。
 - 一 入射リング研究系
 - 二 電子リング研究系
 - 三 衝突ビーム測定器研究系
- 3 別表第一の上欄に掲げる研究系に、それぞれ同表の下欄に掲げる研究部門を置く。
- 4 トリスタン計画推進部に研究総主幹を置き、教授をもつて充てる。
- 5 研究総主幹は、トリスタン計画推進部の事務を掌理する。
- 6 各研究系に研究主幹を置き、教授をもつて充てる。
- 7 研究主幹は、上司の命を受け、当該研究系における研究及び研究指導に関する、総括し、及び調整する。
(昭五七文令七、追加)
(研究系及び研究部門)
第九條 別表第一の二の上欄に掲げる研究系に、それぞれ同表の下欄に掲げる研究部門を置く。
- 2 各研究系に研究主幹を置き、教授をもつて充てる。
- 3 研究主幹は、上司の命を受け、当該研究系における研究及び研究指導に関する、総括し、及び調整する。
(昭五七文令七、一部改正)
(実験企画調整室)
第十條 実験企画調整室においては、高エネルギー陽子加速器による素粒子に関する実験に関し、企画し、及び調整する。
- 2 実験企画調整室に室長を置き、教授をもつて充てる。
- 3 室長は、実験企画調整室の事務を掌理する。
(プースター利用施設)

- 第十條の二 プースター利用施設においては、高エネルギー陽子加速器のプースターで加速した陽子によって発生させた中性子を用いて、物性に関する実験的研究を行うとともに、当該陽子を利用する研究に協力するものとする。
- 2 プースター利用施設に長を置き、教授をもつて充てる。
- 3 前項の長は、プースター利用施設の事務を掌理する。
(昭五三文令一一、追加)
(放射光実験施設)
第十條の三 放射光実験施設においては、高エネルギー電子加速器から放射される光を用いて、物質の構造及び機能に関する実験的研究を行う。
- 2 放射光実験施設に次の三研究系を置く。
 - 一 放射光入射器研究系
 - 二 放射光光源研究系
 - 三 放射光測定器研究系
- 3 別表第一の三の上欄に掲げる研究系に、それぞれ同表の下欄に掲げる研究部門を置く。
- 4 放射光実験施設に長を置き、教授をもつて充てる。
- 5 前項の長は、放射光実験施設の事務を掌理する。
- 6 各研究系に研究主幹を置き、教授をもつて充てる。
- 7 研究主幹は、上司の命を受け、当該研究系における研究及び研究指導に関する、総括し、及び調整する。
(昭五三文令一一、追加、昭五五文令七、昭五七文令七、一部改正)
第三章 国文学研究資料館
(内部組織)
第十一條 国文学研究資料館に、次の四部を置く。
 - 一 管理部
 - 二 文献資料部
 - 三 研究情報部
 - 四 整備閲覧部
- 2 前項に掲げるもののほか、国文学研究資料館に史料館を置く。
(昭五四文令一一、一部改正)
(管理部)
第十二條 管理部においては、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理する。
- 2 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。
- 3 管理部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもつて充てる。
- 4 部長は、館長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 5 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

- (文献資料部、研究情報部及び整備閲覧部)
第十三條 文献資料部においては、国文学に関する文献その他の資料の調査研究及び収集を行う(研究情報部、整備閲覧部及び史料館の所掌に属するものを除く)。
- 2 研究情報部においては、国文学に関する研究文献及び研究に必要な情報の調査研究及び収集を行う(史料館の所掌に属するものを除く)。
- 3 整備閲覧部においては、国文学に関する文献その他の資料の整理、保存及び閲覧を行い、並びにこれらに關し必要な調査研究を行う(史料館の所掌に属するものを除く)。
- 4 文献資料部、研究情報部及び整備閲覧部に、それぞれその所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、室を置く。
- 5 文献資料部、研究情報部及び整備閲覧部並びに室に、それぞれ部長及び室長を置き、部長は教授をもつて充てる。室長は教授又は助教をもつて充てる。
- 6 部長は、館長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 7 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。
(昭五四文令一一、一部改正)
(史料館)
第十四條 史料館においては、我が国の史料で主として近世のもの調査研究、収集、整理、保存及び閲覧を行う。
- 2 史料館に長を置き、教授をもつて充てる。
- 3 前項の長は、史料館の事務を掌理する。
- 4 史料館に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、室を置く。
- 5 室に室長を置き、教授又は助教をもつて充てる。
- 6 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。
(各部及び史料館の連携)
第十五條 各部及び史料館においては、国文学研究資料館の目的を効果的に達成するため、相互に緊密に連携し、館務の一体的な処理に当たるものとする。
- 第四章 国立極地研究所
(企画調整官)
第十六條 国立極地研究所に企画調整官一人を置き、教授をもつて充てる。
- 2 企画調整官は、所長の命を受け、国立極地研究所の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。
(内部組織)

第十七条 国立極地研究所に、次の二部及び二課並びに図書室を置く。

- 一 管理部
- 二 事業部
- 三 研究系
- 四 資料系

2 前項に掲げるもののほか、国立極地研究所に観測施設を置く。
(管理部及び事業部)
第十八条 管理部においては、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理する。

2 事業部においては、極地観測に係る事業計画案の作成、極地観測隊の編成の準備その他極地観測に関する協力を行う。
3 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。
4 事業部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課及び室を置く。
5 管理部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもつて充てる。

6 事業部、課及び室に、それぞれ部長、課長及び室長を置き、事務職員又は技術職員をもつて充てる。
7 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理する。
8 課長及び室長は、上司の命を受け、それぞれ課又は室の事務を処理する。

(研究系及び資料系)
第十九条 別表第二の上欄に掲げる研究系及び資料系に、それぞれ同表の下欄に掲げる研究部門及び資料部門を置く。

2 研究系及び資料系に、それぞれ研究主幹及び資料主幹を置き、教授をもつて充てる。
3 研究主幹は、上司の命を受け、研究系における研究及び研究指導に関し、総括し、及び調整する。
4 資料主幹は、上司の命を受け、資料系における事務の処理に関し、総括し、及び調整する。

(図書室)
第二十条 図書室に室長を置き、教授又は助教授をもつて充てる。
2 室長は、上司の命を受け、図書室の事務を掌理する。

(観測施設)
第二十一条 観測施設は、極地観測のための施設とする。
2 観測施設の名称及び位置は、別表第三に掲げるとおりとする。
3 観測施設に長を置き、教授又は助教授をもつて充てる。
4 前項の長は、観測施設の事務を掌理する。

第五章 宇宙科学研究所
(昭五六文令二四・全改)

(企画調整主幹)
第二十二条 宇宙科学研究所に企画調整主幹一人を置き、教授をもつて充てる。

2 企画調整主幹は、所長の命を受け、宇宙科学研究所の行う観測及び研究開発に係る事業の企画及び実施について総合調整する。
(昭五六文令二四・全改)

(内部組織)
第二十三条 宇宙科学研究所に次の三部及び九研究系並びに對外協力室を置く。

- 一 管理部
- 二 技術部
- 三 観測部
- 四 宇宙圏研究系
- 五 太陽系プラズマ研究系
- 六 惑星研究系
- 七 共通基礎研究系
- 八 システム研究系
- 九 宇宙輸送研究系
- 十 宇宙推進研究系
- 十一 宇宙探査工学研究系
- 十二 衛星応用工学研究系

2 前項に掲げるもののほか、宇宙科学研究所に研究施設を置く。
(昭五六文令二四・全改)

(管理部、技術部及び観測部)
第二十四条 管理部においては、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理する。
2 技術部においては、技術に関する専門的業務(観測部の所掌に属するものを除く)を処理する。
3 観測部においては、宇宙観測に係る事業計画の作成及び実施並びに観測データの管理に関する技術的業務を処理する。

4 管理部、技術部及び観測部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、それぞれ課を置く。
5 管理部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員又は技術職員をもつて充てる。
6 技術部、観測部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、技術職員をもつて充てる。
7 部長は、所長の命を受け、部の業務を掌理する。
8 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。
(昭五六文令二四・全改)

(研究系及び研究部門)
第二十五条 別表第四の上欄に掲げる研究系に、それぞれ同表の下欄に掲げる研究部門を置く。

2 各研究系に研究主幹を置き、教授をもつて充てる。
3 研究主幹は、所長の命を受け、当該研究系における研究及び研究指導に関し、総括し、及び調整する。
(昭五六文令二四・全改)

(對外協力室)
第二十五条の二 對外協力室においては、内外の關係機関との研究協力に関し、企画し、及び連絡調整する。
2 對外協力室に室長を置き、教授をもつて充てる。
3 室長は、對外協力室の事務を掌理する。
(昭五六文令二四・全改)

(研究施設)
第二十五条の三 研究施設の名称は、別表第五に掲げるとおりとする。
2 研究施設に長を置き、教授又は助教授をもつて充てる。
3 前項の長は、当該研究施設の事務を掌理する。
(昭五六文令二四・全改)

(内部組織)
第二十五条の四 国立遺伝学研究所に、管理部及び次の五研究系並びに技術課を置く。
(昭五九文令三〇・追加)

- 一 分子遺伝研究系
- 二 細胞遺伝研究系
- 三 個体遺伝研究系
- 四 集団遺伝研究系
- 五 総合遺伝研究系

2 前項に掲げるもののほか、国立遺伝学研究所に研究施設を置く。
(昭五九文令三〇・追加)

(管理部)
第二十五条の五 管理部においては、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理する。
2 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。
3 管理部及びこれに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもつて充てる。
4 部長は、所長の命を受け、部の事務を掌理する。
5 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。
(昭五九文令三〇・追加)

(研究系及び研究部門)
第二十五条の六 別表第五の二の上欄に掲げる研究系に、それぞれ同表の下欄に掲げる研究部門を置く。
2 各研究系に研究主幹を置き、教授をもつて充てる。
3 研究主幹は、所長の命を受け、当該研究系における研究及び研究指導に関し、総括し、及び調整する。

(昭五九文令三〇・追加)

(技術課)

第二十五條の七 技術課においては、技術に関する専門的業務を処理する。

2 技術課に、課長を置き、技術職員をもつて充てる。

3 課長は、所長の命を受け、課の事務を処理する。

(昭五九文令三〇・追加)

(研究施設)

第二十五條の八 研究施設の名称は、別表第五の三に掲げるとおりとする。

2 研究施設に長を置き、教授又は助教授をもつて充てる。

3 前項の長は、当該研究施設の業務を処理する。

(昭五九文令三〇・追加)

第六章 国立民族学博物館

第二十六條 国立民族学博物館に、次の六部を置く。

一 管理部

二 第一研究部

三 第二研究部

四 第三研究部

五 第四研究部

六 第五研究部

2 前項に掲げるもののほか、国立民族学博物館に情報管理施設を置く。

第二十七條 管理部においては、庶務、会計及び施設等並びに展示事業に関する事務を処理する。

2 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。

3 管理部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員又は技術職員をもつて充てる。

4 部長は、館長の命を受け、部の事務を掌理する。

5 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

(研究部及び研究部門)

第二十八條 第一研究部、第二研究部、第三研究部、第四研究部及び第五研究部においては、それぞれ次の第一号、第二号、第三号、第四号及び第五号に掲げる地域又は事項について、民族に関する資料を収集し、及び民族学に関する調査研究を行う。

一 東アジア、中央アジア及び北アジア

二 東南アジア、南アジア及び西アジア

三 ヨーロッパ及びアフリカ

四 アメリカ及びオセアニア

五 世界の諸民族の芸術、技術、言語等

2 別表第六の上欄に掲げる研究部に、

それぞれ同表の下欄に掲げる研究部門を置く。

3 各研究部に部長を置き、教授をもつて充てる。

4 部長は、館長の命を受け、部の事務を掌理する。

(情報管理施設)

第二十九條 情報管理施設においては、世界の諸民族に関する資料を整備し、保管し、利用に供し、及びこれらに関する情報管理システムについて開発研究を行う。

2 情報管理施設に長を置き、教授をもつて充てる。

3 前項の長は、情報管理施設の事務を掌理する。

4 情報管理施設に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、室を置く。

5 室に室長を置き、事務職員又は技術職員をもつて充てる。

6 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

(各部及び情報管理施設の連携)

第三十條 各部及び情報管理施設においては、国立民族学博物館の展示業務を効果的に遂行するため、相互に緊密に連携し、当該業務の一体的な処理に当たるものとする。

第七章 国立歴史民俗博物館

(昭五六文令二四・全改)

第三十一條 国立歴史民俗博物館に、次の五部を置く。

一 管理部

二 情報資料研究部

三 歴史研究部

四 考古研究部

五 民俗研究部

(昭五六文令二四・全改)

(管理部)

第三十二條 管理部においては、庶務、会計及び施設等並びに歴史資料、考古資料及び民俗資料の管理及び展示事業に関する事務を処理する。

2 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。

3 管理部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員又は技術職員をもつて充てる。

4 部長は、館長の命を受け、部の事務を掌理する。

5 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

(昭五六文令二四・全改)

(研究部及び研究部門)

第三十三條 情報資料研究部においては、歴史資料、考古資料及び民俗資料の保存、展示、修復及び情報システム

に関する調査研究を行う。

2 歴史研究部においては、歴史資料を収集し、整備し、及び歴史学に関する調査研究を行う。

3 考古研究部においては、考古資料を収集し、整備し、及び考古学に関する調査研究を行う。

4 民俗研究部においては、民俗資料を収集し、整備し、及び民俗学に関する調査研究を行う。

5 別表第六の上欄に掲げる研究部に、それぞれ同表の下欄に掲げる研究部門を置く。

6 各研究部に部長を置き、教授をもつて充てる。

7 部長は、館長の命を受け、部の事務を掌理する。

(昭五六文令二四・全改)

(各部の連携)

第三十四條 各部においては、国立歴史民俗博物館における歴史資料、考古資料及び民俗資料の管理及び展示に関する業務を効果的に遂行するため、相互に緊密に連携し、当該業務の一体的な処理に当たるものとする。

(昭五六文令二四・全改)

第八章 岡崎国立共同研究機構

(昭五六文令二四・追加)

(内部組織)

第三十五條 岡崎国立共同研究機構に管理局を置く。

2 分子科学研究所に、次の五研究系及び技術課を置く。

一 理論研究系

二 分子構造研究系

三 電子構造研究系

四 分子集団研究系

五 相關領域研究系

3 基礎生物学研究所に、次の三研究系及び技術課を置く。

一 細胞生物学研究系

二 発生生物学研究系

三 制御機構研究系

4 生理学研究所に、次の四研究系及び技術課を置く。

一 分子生理研究系

二 細胞器官研究系

三 生体情報研究系

四 生体調節研究系

5 前三項に掲げるもののほか、分子科学研究所、基礎生物学研究所及び生理学研究所に、それぞれ研究施設を置く。

(昭五六文令二四・追加)

(管理局)

第三十六條 管理局においては、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理する。

2 管理局に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところ

により、部及び課を置く。

- 3 管理局、部及び課に、それぞれ局長、部長及び課長を置き、事務職員又は技術職員をもつて充てる。
- 4 局長は、機構長（分子科学研究所、基礎生物学研究所及び生理学研究所に係る事務については、当該研究所の所長を含む。）の命を受け、局の事務を掌理する。
- 5 部長及び課長は、それぞれ上司の命を受け、部又は課の事務を処理する。

（昭五五文令二四・追加）

（研究系及び研究部門）

- 第三十七條 別表第七の上欄に掲げる研究所に置かれる同表の中欄に掲げる研究系に、それぞれ同表の下欄に掲げる研究部門を置く。
- 2 各研究系に研究主幹を置き、教授をもつて充てる。
- 3 研究主幹は、所長の命を受け、当該研究系における研究及び研究指導に関し、総括し、及び調整する。

（昭五五文令二四・追加）

（技術課）

- 第三十八條 技術課においては、技術に関する専門的業務を処理する。
- 2 技術課に課長を置き、技術職員をもつて充てる。
- 3 課長は、所長の命を受け、課の事務を処理する。

（昭五五文令二四・追加）

（研究施設）

- 第三十九條 研究施設の名称は、別表第八に掲げるとおりとする。
- 2 研究施設に長を置き、教授又は助教授をもつて充てる。
- 3 前項の長は、当該研究施設の業務を掌理する。

（昭五五文令二四・追加）

第九章 放送教育開発センター

（昭五五文令四〇・追加、昭五五文令二四・旧第八條下）

（内部組織）

- 第四十條 放送教育開発センターに、次の三部を置く。

一 管理部

二 制作部

三 研究開発部

（昭五五文令四〇・追加、昭五五文令二四・旧第三十六條下、昭五五文令二二・昭五五文令九・二部改正）

（管理部及び制作部）

- 第四十一條 管理部においては、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理する。

- 2 制作部においては、放送を利用して行う教育に必要な教材制作に関する業務を処理する。

- 3 管理部及び制作部に、それぞれその所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置

く。

- 4 管理部及びこれに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員又は技術職員をもつて充てる。

- 5 制作部及びこれに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、部長は教授又は助教授をもつて、課長は事務職員又は技術職員をもつて充てる。
- 6 部長は、所長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 7 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

（昭五五文令四〇・追加、昭五五文令二二・一部改正、昭五五文令二四・旧第三十七條下、昭五五文令二二・昭五五文令九・一部改正）

（研究開発部）

- 第四十二條 研究開発部においては、放送を利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発を行う。
- 2 研究開発部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、室を置く。
- 3 研究開発部及び室に、それぞれ部長及び室長を置き、教授をもつて充てる。
- 4 部長は、所長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 5 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

（昭五五文令四〇・追加、昭五五文令二四・旧第三十八條下）

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 高エネルギー物理学研究所組織運営規則（昭和四十六年文部省令第十四号）
- 二 国文学研究資料館組織運営規則（昭和四十七年文部省令第二十五号）
- 三 国立極地研究所組織運営規則（昭和四十八年文部省令第二十三号）
- 四 分子科学研究所組織運営規則（昭和五十年文部省令第十八号）
- 五 国立民族学博物館組織運営規則（昭和四十九年文部省令第二十三号）

（昭五五文令一一・旧第三項上）

附則

- この省令は、公布の日から施行する。

（昭五五文令二・五・二文令一九）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五五文令四・一・文令二）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の別表第二に規定する国立極地研究所の極地気象学研究部門は、昭和五十八年三月三十一日まで存続するものとする。

附則（昭五三・九・三〇文令四〇）

この省令は、昭和五十三年十月一日か

ら施行する。

- 附則（昭五四・三・三二文令一一）
この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

抄

- 附則（昭五五・三・三二文令七）
この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則（昭五六・三・三二文令一三）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（昭五六・四・一四文令二四）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五八文令一一・一部改正）

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭五七・三・三二文令七）

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭五七・九・一三文令三二）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五八・三・三二文令二二）

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

改正後の国立大学共同利用機関組織運営規則別表第二に規定する国立極地研究所の気水圏遠隔観測研究部門は、昭和六十八年三月三十一日まで存続するものとする。

附則（昭五八・三・三二文令一三）

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則（昭五九・三・三二文令九）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭五九・四・一二文令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

宇宙探査工学	宇宙探査工学 電子計測工学 宇宙探査工学
宇宙工学	※宇宙探査工学 ※宇宙探査工学
衛生工学	※宇宙電子部品 ※宇宙材料工学 ※宇宙計測工学

別表第五(第二十五条の三関係)(昭五五文令二四・全改、昭五九文令二一・一部改正)

名	称
鹿兒島宇宙空間観測所	
能代ロケット実験場	
三陸大気観測所	
宇宙科学資料解析センター	
臼田宇宙空間観測所	

別表第五(第二十五条の六関係)(昭五九文令三〇・追加)

国立道伝学研究所の研究部門

研究系	上欄の研究系に置く
分子遺伝	分子遺伝 ※核酸化学
細胞遺伝	細胞遺伝 ※細胞質遺伝
個体遺伝	発生遺伝 形質遺伝
集団遺伝	集団遺伝 ※理論遺伝
総合遺伝	人類遺伝 育種遺伝

別表第五(第二十五条の八関係)(昭五九文令三〇・追加)

国立道伝学研究所の研究施設

名	称
道伝実験生物保存センター	
道伝情報研究センター	
実験圃場	

別表第六(第二十八条関係)(昭五三文令二一・昭五四文令二一・昭五五文令七・一部改正)

国立民族学博物館の研究部門

研究部	上欄の研究部に置く
第一研究部	※東アジア第一 ※東アジア第二 ※東アジア第三 ※東アジア第四 ※中央・北アジア ※北アジア
第二研究部	※東南アジア第一 ※東南アジア第二 ※東南アジア第三 ※南アジア ※南・西アジア

第三研究部	※ヨーロッパ第一 ※ヨーロッパ第二 ※ヨーロッパ第三 ※アメリカ第一 ※アメリカ第二 ※アメリカ第三
第四研究部	※アメリカ第一 ※アメリカ第二 ※アメリカ第三 ※オセアニア第一 ※オセアニア第二 ※オセアニア第三
第五研究部	※民族芸術 ※民族芸術・技術 ※民族言語 ※民族言語・コンピュータ民族学 ※民族言語・コンピュータ民族学

別表第六(第三十三条関係)(昭五五文令二四・追加、昭五七文令七・昭五八文令二一・昭五九文令二一・一部改正)

研究部	上欄の研究部に置く
情報資料	博物館資料 修復技術 情報システム 展示科学
歴史	古代 中世 近世 近現代 ※都市 ※村落
考古	生活遺跡 墳墓遺跡 政治遺跡 生産遺跡 ※信仰遺跡 ※遺跡環境
民俗	生活技術伝承 社会伝承 文化伝承第一 文化伝承第二 ※文化伝承第三

別表第七(第三十七条関係)(昭五三文令二一・全改、昭五四文令二一・昭五五文令七・昭五六文令一三・昭五八文令二四・昭五七文令七・昭五八文令二一・昭五九文令二一・一部改正)

研究系	上欄の研究系に置く
理論	分子基礎理論第一 分子基礎理論第二 分子基礎理論第三
分子構造	分子構造学第一 分子構造学第二 分子動力学
電子構造	基礎電子化学 電子状態動力学 ※分子エネルギー変換
分子集	物性化学 基礎光化学 分子集団動力学 ※分子集団
相関領域	相関分子科学第一 相関分子科学第二
細胞生物学	細胞機構 細胞内エネルギー ※細胞増殖 ※細胞情報 ※細胞融合
発生生物学	生殖 細胞分化 形態形成 ※発生生物学
制御機構	感覚情報処理 計時機構 ※情報制御 ※行動制御
分子生理	神経化学 超微小形態生理 ※細胞内代謝
細胞器	生体膜 機能協同 ※能動輸送
生体情報	神経情報 液性情報 ※高次神経機構 ※情報記憶
生体調節	高次神経性調節 生体システム ※高次液性調節

別表第八(第三十九条関係)(昭五二文

令一九・追加、昭五四文令二一、
昭五五文令七、昭五五文令二四、
昭五七文令七、昭五九文令二一、
一部改正)

岡崎国立共同研究機構の研究施設の
施設

研究 所の 名称	上欄の研究所に置く 研究施設
分子科学 研究所	電子計算機センター 極低温センター 機器センター 化学試料室 装置開発室 極端紫外光実験施設 錯体化学実験施設
基礎生物 学研究所	培養育成研究施設 アイソトープ実験施設
生理学研 究所	生理機能研究施設 動物実験施設

○大学入試センター組織
運営規則

(昭和五十二年五月二日
改正 昭五三文令二一・文令三八、昭五
四文令五、昭五七文令一九・文令
三五)

国立学校設置法(昭和二十四年法律第
百五十号)第十条及び第十三条の規定に
基づき、大学入試センター組織運営規則
を次のように定める。

大学入試センター組織運営規則
(職員の種類)

- 第一条 大学入試センター(以下「セン
ター」という。)に、次の職員を置く。
- 一 所長
- 二 教授
- 三 助教授
- 四 助手
- 五 事務職員
- 六 技術職員
- 七 センターに、前項に掲げるもののほ
か、講師(非常勤の者に限る。以下同
じ。)を置くことができる。
- 八 所長は、センターの業務を掌理す
る。
- 九 教授は、研究に従事する。
- 一〇 助教授は、教授の職務を助ける。

- 一 講師は、教授又は助教授に準ずる
業務に従事する。
- 二 助手は、教授及び助教授の職務を助
ける。
- 三 事務職員は、庶務、会計等の事務に
従事する。
- 四 技術職員は、技術に関する職務に従
事する。
- 五 (昭五三文令三八、昭五四文令五、
一部改正)

(企画調整官)

- 第一条 センターに企画調整官一人
を置き、教授をもつて充てる。
- 二 企画調整官は、所長の命を受け、セ
ンターの事業計画その他の管理運営に
関する重要事項について総括整理す
る。
- 三 (昭五七文令一九、追加)

(内部組織)

- 第二条 センターに、次の三部を置く。

- 一 管理部
- 二 事業部
- 三 研究部

(昭五三文令二一、一部改正)

(管理部及び事業部)

- 第三条 管理部においては、庶務、会計
及び施設等に関する事務を処理する。
- 二 事業部においては、共通第一次学力
試験の実施等に関する事務を処理す
る。
- 三 管理部及び事業部に、その所掌事務
を分掌させるため、文部大臣が別に定
めることにより、課を置く。
- 四 管理部及び事業部並びに課に、それ
ぞれ部長及び課長を置き、事務職員又
は技術職員をもつて充てる。
- 五 部長は、所長の命を受け、部の事務
を掌理する。
- 六 課長は、上司の命を受け、課の事務
を処理する。
- 七 (昭五三文令二一、一部改正)

(研究部)

- 第四条 研究部においては、大学の入学
者の選抜方法の改善に関する調査研究
を行う。
- 二 研究部に、次の五研究部門を置く。

- 一 情報処理研究部門
- 二 追跡研究部門
- 三 評価研究部門
- 四 試験方法研究部門
- 五 試験制度研究部門

- 三 研究部に部長を置き、教授をもつて
充てる。
- 四 部長は、所長の命を受け、部の事務
を掌理する。
- 五 (昭五三文令二一、一部改正)

(評議員)

- 第五条 センターに評議員十五人以内を
置く。
- 二 評議員は、センターの事業計画その
他の管理運営に関する重要事項につい
て、所長に助言する。
- 三 評議員は、国立大学の学長その他の
学識経験のある者のうちから、所長の
推薦を受けて、文部大臣が任命する。

- 六 評議員は、非常勤とする。
- 七 評議員の任期その他評議員に関し必
要な事項は、別に文部大臣が定める。
- 八 (運営協議員)

(運営協議員)

- 第六条 センターに運営協議員二十一人
以内を置く。
- 二 運営協議員は、共通第一次学力試験
の実施計画に関する事項その他のセン
ターの運営に関する事項で所長が必要
と認めるものについて、所長の諮問に
応じる。
- 三 運営協議員は、センターの教授及び
助教授並びに国立大学の学長及び教員
その他の学識経験のある者のうちから
、所長の推薦を受けて、文部大臣が
任命する。
- 四 運営協議員は、非常勤とする。
- 五 運営協議員の任期その他運営協議員
に関し必要な事項は、別に文部大臣が
定める。
- 六 (専門委員)

(専門委員)

- 第七条 センターに、別に定める定数の
範囲内で、専門委員を置く。

- 二 専門委員は、所長の定めるところに
より、共通第一次学力試験に関し、実
施方法の検討、試験問題の作成その他
の専門的事項を処理する。
- 三 専門委員は、センターの教授及び助
教授並びに国立大学の教員のうちか
ら、所長が任命する。
- 四 専門委員は、非常勤とする。
- 五 専門委員の任期その他専門委員に関
し必要な事項は、別に所長が定める。
- 六 (客員教授)

- 第八条 所長は、常時勤務の者以外の職
員でセンターの調査研究に従事する者
のうち、適当と認められる者に対して
は、客員教授を称せしめることができる。
- 二 前項の規定の実施に関し必要な事項
については、別に文部大臣が定める。
- 三 (昭五三文令三八、追加)

(名誉教授)

- 第九条 センターは、センターに所長、
教授又は助教授として勤務した者であ
つて、センターの目的達成上特に功績
のあつた者に対し、センターの定める
ところにより、名誉教授の称号を授与
することができる。
- 二 (昭五七文令三五、追加)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭五三・四一・文令二一)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭五三・九三〇・文令三八)

この省令は、昭和五十三年十月一日か
ら施行する。

附則 (昭五四・三・三三・文令五)

この省令は、昭和五十四年四月一日か
ら施行する。

附則 (昭五七・四・六文令一九)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭五七・九一三・文令三五)

この省令は、公布の日から施行する。